

議案第50号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日

西脇市長 片山象三

(理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免を行うため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第 107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
附則 1～16 (略)	17 第29条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に 対し、規則で定めるところにより、令和2年度分及び令和3年度分の国民健康 保険税（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限 （特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されて いるものに限る。）を減免することができる。	17 第29条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に 対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康 保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限 （特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されて いるもの限り、資格取得日から14日以内に西脇市国民健康保険への加入手続 が行われなかったため、令和2年1月以前分の国民健康保険税の納期限が令和 2年2月1日以降に設定されたものを除く。）を減免することができる。
(1)・(2) (略) 18・19 (略)	(1)・(2) (略) 18・19 (略)	(1)・(2) (略) 18・19 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市国民健康保険税条例附則第17項の規定は、令和3年4月1日から適用する。